

## 刑の量定は裁判官の専権事項とすべきである 肯定側

2009年12月7日 幸一樹 岡田万梨子

### 量刑の大きなばらつき

専門的知識を有し、訓練を経た職業裁判官とは異なり、国民の、量刑を判断する際の意識は必ずしも均質的とはいえない。一部の量刑因子については、その因子が刑を重くするのと軽くするとのいずれの方向に働くものと見るかについて、国民と裁判官の間で捉え方に乖離がある。これにより、従前の裁判との間のみならず、共犯者間でも宣告刑に不均衡が生じる恐れがある。また、組織的基盤の脆弱な弁護人にとっては、量刑についての弁護活動が困難になる。

### 裁判員の存在が大きな意味を持たなくなる可能性

裁判長が裁判員に対し、構成裁判官の合議による法令の解釈に係る判断及び訴訟手続に関する判断を示した場合、裁判員はこれに従わなければならない。評議の際に、裁判官によって裁判員の意見の誘導が行われる可能性がある。また、量刑を判断するうえで、類似した事件の裁判例が必要だとする国民の意見がある。しかし、前例を参考にして量刑を判断するのであれば、裁判員制度の導入にあたって期待されていた「国民の視点・感覚の反映」が十分成されているとはいえなくなってしまう。

### 事実認定と量刑判断を混同させてしまう恐れ

素人である裁判員は事実認定での自己の考えを量刑判断にも影響させてしまう可能性がある。例えば、事実認定で無罪を支持していたが有罪が認定されたという場合、量刑は軽くしようという気持ちが働くのではないか。自己がどちらを支持していたかは別として、認定された事実を基礎に量刑判断を行うという頭の切り替えは職業裁判官だからこそ可能な高度な作業である。

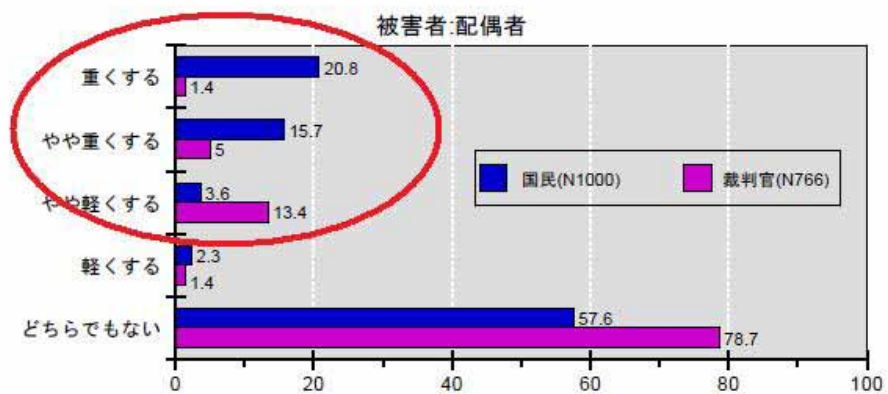
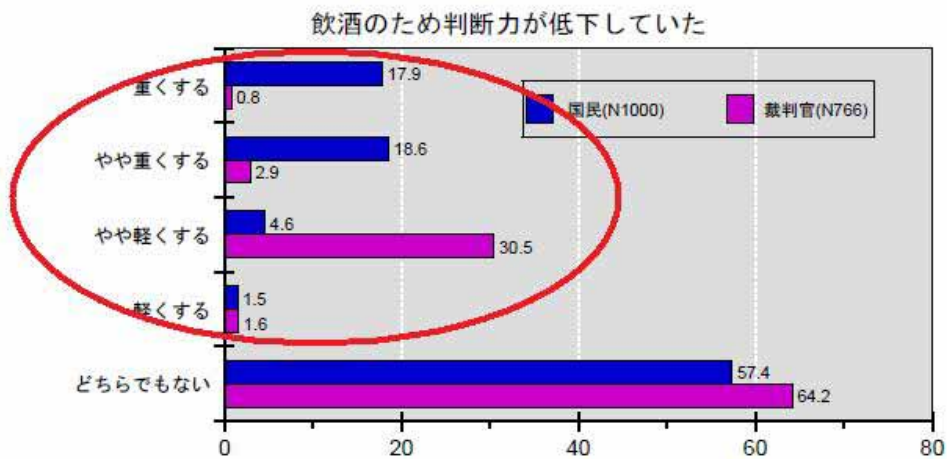
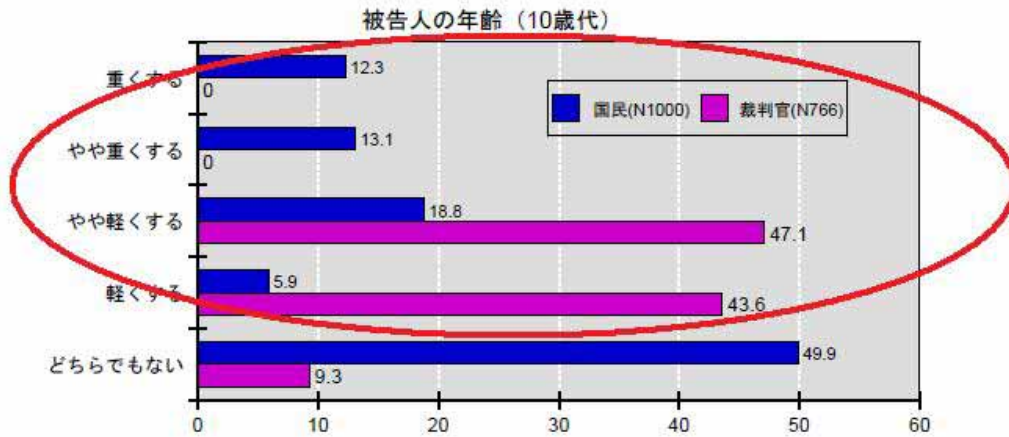
### 裁判員は量刑を判断するための情報・知識が不足

裁判員は職業裁判官に比べて裁判に関する情報・知識が不足している。しかし、それだけではなく担当する裁判自体に関しても圧倒的に情報の差が存在する。公判前整理手続きに参加できるのは裁判官のみで、当該事件の全容を知っている者と、その者たちによって加工された後の情報しかもたない者を同じ土俵で話し合わせようとする制度には無理がある。このように、裁判員は今までの、そして現在の時点で情報・知識が不足している。

### 裁判員にとって負担が大きい

死刑判決等に関わることが裁判員の負担であることは間違いないが、その負担は国民として当然のものとして捉えることができる。しかし、現在の制度の上で量刑を判断することは本来不必要な負担を強いることになる。たとえば、守秘義務の問題。さらに上述したとおり現行制度上、裁判員は裁判官に比べて十分に力を発揮できない要素が山積みであるにもかかわらず、責任だけは同等に感じさせられる。この不公平はすべての裁判員にとって負担以外の何ものでもない。

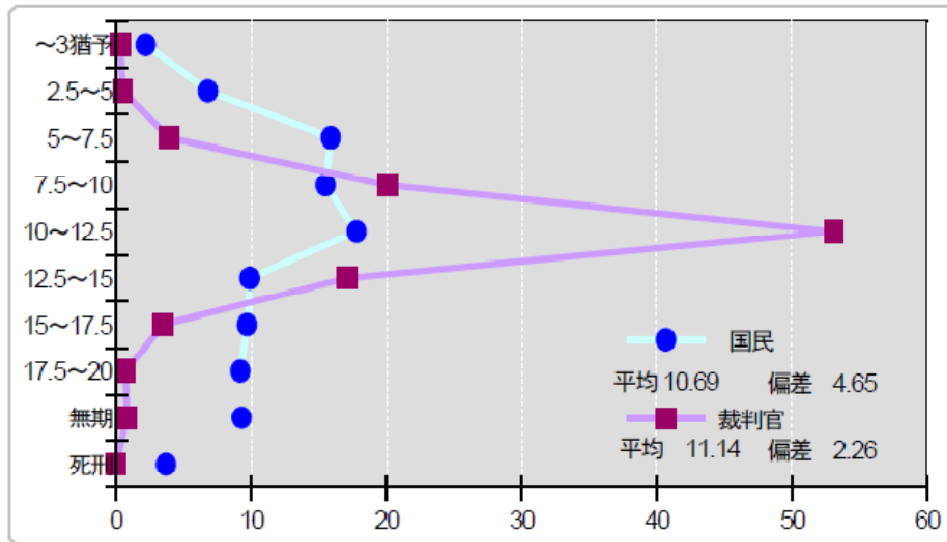
[1] 裁判官と国民の間で捉え方の異なる量刑因子



[2] 国民の判断した量刑のばらつき

裁判官・検察官・弁護人の意見は聞いていない状態である。  
 類似の事件の裁判例についても不知である。

状況①



状況②

